

目次

第1部 近世の地域と村

貞享・元禄期の家族形態の変化と水呑の形成——筑波郡山口・小田西町を中心に……………5

近世初期の村落と「土豪」——常陸国新治郡金田村を中心に……………41

近世初期の論所と裁許——会津藩を中心に……………71

越後山間地帯における村落間争論——近世前期の変容……………117

中世末・近世初期の越後の村……………139

上杉領国における「村」の形成——頸城郡京田村を中心に……………157

第2部 地域史料の保存と研究

地域史料の保存と文書館——新潟県立文書館、史料所在調査の試み……………195

歴史研究者、一歩前へ……………	236
地方史研究と史料保存——越佐歴史資料調査会の活動……………	239
平成の市町村合併と公文書等の保存——新潟県の事例を中心に……………	250
学校統廃合と学校アーカイブズの保存——新潟県の事例を中心に……………	285
市民のなかの地域史研究……………	317

あとがき

山本幸俊著作目録

第1部

近世の地域と村

貞享・元禄期の家族形態の変化と水呑の形成

——筑波郡山口・小田西町を中心に——

はじめに

本稿では常陸西部における貞享・元禄期の家族形態の変化を具体的に検討し、この時期の小農経営の特質を明らかにする手掛りとした⁽¹⁾。小農経営は当地方においても元禄期頃までに、広汎に展開し、村落構造も新たな展開をみせつつあった⁽²⁾。本稿ではまず、山口村を中心に貞享五年の宗門帳と元禄一年の「持高并人別帳」を比較し家族形態の変化を分析する⁽³⁾。次に、小田西町の元禄一二年「水呑由緒書」を中心に水呑の形成について述べてみたい⁽⁴⁾。

一 貞享〜元禄期の家内構成の変化——山口村の場合——

山口村の家内構成の検討に入る前に、常陸各地の一七世紀末期の宗門帳・人別帳を中心にしてまとめた表1よりその概要についてみてみたい。まず、家族形態では直系家族構成が複合家族構成より各村とも圧倒的に多く、単婚小家族が支配的であったと考えられる。下人奉公は、いまだ村内において大きな比重を占めており、とりわけ譜代下人の

表1

茨城		真壁	新治		筑波						郡	
又熊	木葉下	下谷貝	永国	坂田新田	泉	上菅間	小和田	大嶋	小田西町	山口	山口	村名
寛文五 (一六六五)	貞享四 (一六八七)	延宝四 (一六七六)	貞享三 (一六八六)	寛文一〇 (一六七〇)	元禄一一 (一六九八)	元禄七 (一六九四)	天和二 (一六八二)	元禄一一 (一六九八)	元禄一一 (一六九八)	元禄一一 (一六九八)	貞享五 (一六八八)	年代
五六	三一	八九	八九	二〇	八二	五九	二八	三〇	一二三	七三	五一	計
		七八	七八				一八	二二	六三	三九		本百姓
		一一	一一				七	六	五一	二八		水呑
							三	二	九	六		その他
				一五		五四	二五	二五	一〇六	五九	四八	直系家族数
				五		五	三	五	八	一四	三	複合家族
四八三	二二七	三六四	一五三	一一二		三三三	一六二	一六九	五九〇	四〇二	二六七	計
			八二	五八		一六三	八五	九一	三〇二	二二一	一四八	男
			七一	五四		一七〇	七七	七八	二八八	一九一	一一九	女
一四〇	三七	一〇七	二〇	一一	一一一	七二	二九	二九	七二	九七	一〇一	計
八〇			五	三		五四	一七	一七	五〇	六一	六〇	譜代
六〇			一五	八		一八	一一	一一	二二	三六	四〇	年季
	三二	三九						一九	四二	三一		馬
		二給の内朝比奈 氏知行のみ									二給の内一 給分	備考

割合が大きい。こうした中で、寛永期に開かれた坂田新田と土浦城下に近い永国村だけは年季下人の方が多。また、この段階の男女比はわずかではあるが各村とも男子の方が多。

貞享・元禄期の家族形態の変化と水呑の形成

表2 家族人数構成表

家族数	貞享五年				元禄一年					
	戸数	%	譜代 下人	年季 下人	平均 下人人数	戸数	%	譜代 下人	年季 下人	平均 下人人数
三一人家族	一	二	二〇	七	二七	一	一	一五	四	一九
二四人	一	二	一三	六	一九	一	一	三	五	八
一八人	一	二	八	三	一一	一	一	七	二	九
一五人	一	二	八	三	一一	一	一	七	二	九
一四人	一	二	八	三	一一	一	一	七	二	九
一〇〇〇	二	四	三	六	四・五	六	八	一五	二	四
九〇〇	四	八	一八	四	五・五	二	三	八	四	六
七〇〇	二	二	〇	〇	七	一	〇	三	二	四
五〇〇	一	二	〇	〇	二	一	〇	二	一	二
三〇〇	一	二	〇	〇	二	一	〇	二	一	二
一〇〇	一	二	〇	〇	二	一	〇	二	一	二
計	五一	一〇〇	七二	三三	六一	一〇〇	六一	一〇〇	六一	一〇〇

* 貞享五年は相給支配の一給分である。

表4 傍係家族表

年	代	傍係家族	總軒数に対する比
貞享	五(一六八八)	三(戸)	六(%)
元禄	一(一六九八)	一四	一九
文久	三(一八六三)	一二	二〇
元治	二(一八六五)	一二	二〇
慶応	三(一八六七)	九	一五
明治	二(一八六九)	一〇	一六

次に具体的に山口村の事例によって貞享・元禄期における家内構成の変化をみてみたい。

貞享期の山口村は旗本米津氏と天領の相給支配下にあつて、分析した貞享五年の宗門帳はどちらか一給分の帳簿である。これに対して、元禄一年の

表3 有配偶別世帯数(血縁家族のみ)

夫婦数	貞享五		元禄一		文久三		元治二		慶応三		明治二	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
四 夫婦世帯	二	四	一	一	二	二	二	二	五	八	四	七
三	一〇	二〇	二五	三四	一六	二六	二〇	二二	一八	三〇	二〇	三三
二	一〇	二〇	二五	三四	一六	二六	二〇	二二	一八	三〇	二〇	三三
一	三七	七二	三二	四四	三一	五二	三三	三三	五二	三三	三三	五二
その他	二	四	八	一一	九	一五	九	一五	六	一〇	五	八
計	五一	一〇〇	七二	三三	六一	一〇〇	六一	一〇〇	六一	一〇〇	六一	一〇〇

なる。

①貞享・元禄両時期ともに、下人奉公をほとんど使役しない家族数六人以内の単婚小家族が全体の八割程を占めて

「持高井人別帳」は同年より山口村全村が土浦藩領(当時七万五〇〇〇石)に編入された時のものであり、山口村全体の家族形態を検討することができる。そこで、両史料より作製した表2、表3、表4よりこの時期の変化を整理すると次のように

いる。(表2)

②貞享—元禄期の大きな変化として、下人奉公が全体の三八%から二四%と減少した。とりわけ特定村役人に多数使役されていた譜代下人の減少が著しい。(表3)

③貞享期には四人以下の家族が圧倒的であったのに対し、元禄期には五〜八人に家族数の増加があった。(表2)

④血縁家族の夫婦世帯では貞享期は一夫婦世帯が中心であったが元禄期には全体的に夫婦数の増加があり、四夫婦世帯の家も出現した。この傾向は幕末期にもほぼ同じく見られる。(表3)

⑤傍系家族(有配偶者の傍系血族、或いは二五歳以上の傍系血族)を含む戸数の割合が元禄期には貞享期の三倍余と増加し、以後若干減少するものの、総軒数に対する割合はこの時期の変化が最も大きい。(表4)

このように、近世を通じて貞享—元禄期に大きな家内構成の変化が指摘できるわけであるが、この時期の変化を全体的には血縁家族が増加し、下人奉公が減少したといえる。そこで、次にこの変化の持つ意味を考えていきたい。

(1) 家族形態の変化

貞享—元禄期の家内構成の変化を踏えて、ここでは、貞享五年の宗門帳と元禄一年の人別帳より両年代を繋ぐことができる家を抽出して具体的に分析してみたい。

両年代を確実に繋ぐことができる家はそう多くないが、図1にあげてみた。両史料を比較してみると、年齢が若干違ったり、貞享五年の宗門帳には幼少のため記載されなかったものが、元禄一年の「持高并人別帳」になって子供としてあらわれたりする場合があり、必ずしも正確な家族構成をあらわしているとはいえない。しかし、大体の家族形態の変化はわかるであろう。その変化は大きく三つのタイプに分けることができるので、以下順を追って検討して

貞享・元禄期の家族形態の変化と水呑の形成

